

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称及び代表者名	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和8年1月8日	株式会社爾弘興産(法人番号 9140001067529)代表者 村田 裕亮	兵庫県神戸市長田区大谷 町3丁目23番地33号	本社営業所	兵庫県神戸市長田区大谷町3丁目23番 地33号	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年11月13日、苦情を端緒に調査を実施。1件 の違反が認められた。(1)一般準則(公平かつ懇切 な取扱い)違反(旅客自動車運送事業運輸規則第2 条第2項)	0	0
令和8年1月9日	日の丸ハイヤー株式会社(法人番号 3120901021443)代表者 暮部 光昭	大阪府池田市空港1丁目9 番6号	能勢口営業所	兵庫県川西市火打1丁目15番地17号	輸送施設の使用停止(80日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和7年7月1日、苦情を端緒に調査を実施。1件の 違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第13 条)	12	8
令和8年1月13日	明正キャブ株式会社(法人番号 6140001035579)代表者 松岡 睦生	兵庫県明石市西新町3丁 目2番地23号	本社営業所	兵庫県神戸市西区玉津町出合字幾志16 番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(道路交通法違反)が過去1 年以内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者 が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び 監督の指針」(平成13年国土交通省告示第1676 号)による運転者に対する指導監督義務違反(旅 客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)	0	0
令和8年1月14日	栄馬旅行株式会社(法人番号 2140001132603)代表者 趙 月超	兵庫県神戸市兵庫区新開 地六丁目3番22-204号	本社営業所	兵庫県神戸市中央区多聞通5丁目3-2- 1B	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年7月7日、新規許可を端緒として監査を 実施。2件の違反が認められた。(1)業務の記録義務 違反【記録事項の不備】(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第25条第3項、第4項)、 (2)乗務員等台帳の作成、備付け義務違反【記載 事項等の不備】(運輸規則第37条第1項)	0	0
令和8年1月20日	商都交通株式会社(法人番号 3120001081628)代表者 三野 勝義	大阪府大阪市中央区瓦屋 町3丁目4番19号	生野営業所	大阪府大阪市生野区異中1丁目1番3号	輸送施設の使用停止(40日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和7年9月25日、苦情を端緒に調査を実施。1件 の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第 13条)	4	4
令和8年1月20日	大阪エムケイ株式会社(法人番号 1120001036971)代表者 青木 義明	大阪府大阪市西成区北津 守二丁目1番21号	南営業所	大阪府大阪市西成区北津守2丁目1番 21	文書警告	道路運送法第27条第3項	公安委員会からの道路交通法第108条の34の規 定に基づく通知件数(放置駐車違反)が過去1年以 内に3件に達した。「旅客自動車運送事業者が事 業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督 の指針」(平成13年国土交通省告示第1676号)に よる運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動 車運送事業運輸規則第38条第1項)	12	0
令和8年1月27日	株式会社ケイシントクノ(法人番号 5130001075453)代表者 黒木 明子	京都府京都市右京区花園 扇野町20番地	本社営業所	京都府京都市右京区花園扇野町20番地	文書警告	道路運送法第27条第3項	令和7年11月20日、新規許可を端緒として監査を 実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義 務違反【一部記録なし】(旅客自動車運送事業運 輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)点呼 の記録義務違反【記載事項の不備】(運輸規則第 24条第5項)、(3)業務の記録義務違反【記録事項 の不備】(運輸規則第25条第3項、第4項)	0	0
令和8年1月27日	株式会社岸交(法人番号 3120101001766)代表者 宮崎 聡	大阪府岸和田市木材町1 番4	本社営業所	大阪府堺市西区鳳北町九丁41番地	輸送施設の使用停止(40日 車)	道路運送法(以下「法」)第 13条	令和7年11月5日、苦情を端緒に調査を実施。1件 の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(法第 13条)	4	4